

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年4月27日（令和3年（行情）諮問第170号）

答申日：令和3年11月25日（令和3年度（行情）答申第386号）

事件名：「職員名簿（特定日）」（特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員名簿（特定年月日）」（特定刑事施設）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月14日付け東管発第5065号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対して法務大臣に審査請求をします。

2 審査請求の理由

令和2年8月3日受付で特定刑事施設の職員名簿開示を求めた結果、同年9月14日付け東管発第5065号で行政文書開示決定通知書が送付された。

その中で不開示とした理由が、特定刑事施設に勤務する職員の氏名を公にすると被収容者等からその家族らに不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられ秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということでした。

実際に職員名簿を見ると、矯正監・矯正長、支所の所長として矯正副長のみしか開示されていませんでした。一般職員は不開示でも分かりますが、幹部職員である矯正副長（課長職以上）の氏名は官報にも記載されており、不開示とするのは不当であり、矯正副長の氏名を開示する様審査請求をします。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が令和2年8月3日受付行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、同年9月14日付けでその一部を不開示とした一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分において特定された本件対象文書の不開示部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）のうち、幹部職員の氏名の開示を求めていることから、以下、審査請求人が開示を求めている幹部職員の氏名の不開示情報該当性について検討する。

2 刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすれば、本件不開示部分に記載された職員の氏名が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実が発生するおそれが相当程度高まり、その結果として、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員ろう絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、本件不開示部分に記載された情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ、本件不開示部分に記載された職員の氏名が開示されることとなれば、上記のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、本件不開示部分は法5条6号に規定される不開示情報にも該当する。

なお、本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」には、本件不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は記載されておらず、このことから、本件不開示部分に記載された職員の氏名が開示されるべき情報であるとはいえない。

3 審査請求人は、本件審査請求において、「幹部職員である矯正副長（課長職以上）の氏名」を開示することを求めているが、これらの職員について、殊更、上記不開示情報該当性を否定すべき事情も認められない。

4 以上のことから、「幹部職員である矯正副長（課長職以上）」を含め、本件不開示部分に記載された情報は、法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当すると認められるから、原処分の本件不開示部分に係る判断は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和3年4月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年5月21日 | 審議 |
| ④ 同年10月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、矯正副長の氏名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定刑事施設（支所も含む。）の職員名簿であり、本件不開示部分には、矯正副長の階級にある職員（支所長を除く。）の氏名が記載されていると認められる。
- (2) 刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見受けられることからすれば、本件不開示部分の職員の氏名が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実に発生するおそれは相当程度高いなどとする諮問庁の上記第3の2の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。
- (3) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書が作成された当時の特定年版の独立行政法人国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、本件不開示部分に記載された職員の氏名は、いずれもこれに掲載されていない。
- (4) なお、審査請求人は、幹部職員である矯正副長（課長職以上）の氏名は官報にも記載されている旨主張しているが、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、刑事施設の矯正副長の階級にある職員について、人事異動の情報を官報に掲載している事実はない旨の説明があった。

当審査会事務局職員をして当時の官報を確認させたところ、諮問庁の上記主張に符合することが認められ、審査請求人の上記主張は採用できない。

- (5) 以上によれば、本件不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべき

とする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨